

持続可能性に配慮した畜産物の調達基準 解説

はじめに

「持続可能性」とは、「環境」「社会」「経済」の3つの調和によって持続的に発展する状態を意味する言葉であり、国際オリンピック委員会（IOC）の方針にも、「オリンピック競技大会の全ての側面に持続可能性を導入する」ことが明記されています。これを受けて、東京大会の準備・運営に当たっても様々な側面から持続可能性への配慮に取り組むこととしており、その取組の一つが持続可能性に配慮した物品やサービスの調達です。

畜産物については、食品としての安全性が重視されるのはもちろんですが、近年、生産段階における環境負荷の低減や労働安全の確保等への配慮も求められ、様々な認証制度も開発・普及されるなど、「持続可能性への配慮」が世界的な潮流となってきています。

このため、東京大会の選手村等で提供する食事に使用する畜産物についても、その生産段階の持続可能性への配慮が確実なものとなるよう、「持続可能性に配慮した畜産物の調達基準」を策定したものです。

一方で、国内の事業者・消費者ともに、東京大会が目指す持続可能性の概念はまだ十分に浸透していない状況です。そのため、調達基準のポイントを簡潔に説明しつつ、持続可能性の意味や必要な取組について事業者や消費者の皆様が理解を深めていただけるよう本解説を作成しました。

組織委員会としては、調達基準を満たす畜産物の調達を通じ、持続可能性に配慮した大会運営を実現することが第一の目標ですが、それと同時に、東京大会を契機に日本の生産者が調達基準に対応した畜産物の生産に取り組むことで、様々なリスクを低減しながら経営を改善し、さらに国際的な取引にも対応できる競争力をつけていくことが大会の重要なレガシーになると考えています。

調達基準と本解説により、生産者だけでなく、加工や流通も含め、全ての段階の関係者が高い意識を持って取り組み、農林水産業・食品業界全体で持続可能性の水準が底上げされることを期待しています。

各項目の解説

調達基準の内容について順に説明します。

組織委員会が提供する飲食サービスに使用される畜産物については、「持続可能性に配慮した調達コード」が適用されるほか、持続可能性の観点からの調達基準を以下のとおり定める。

<解説>

ここでは、調達コード4～6の規定が畜産物についても適用されることを示しています。例えば、調達物品等の製造・流通等における差別・ハラスメントや強制労働・児童労働の禁止、調達物品等のマーケティングにおける不当表示の禁止等を規定する「4. 持続可能性に関する基準」を満たしていただく必要があります。また、「5. 担保方法」に基づき、調達コードの遵守状況について組織委員会が確認する場合がありますほか、「6. 通報受付窓口」に基づき調達コードの不遵守に関する通報については通報受付窓口で受け付けます。

1. 本調達基準の対象は、畜産物の生鮮食品（※）及び畜産物を主要な原材料とする加工食品とする。

サプライヤーは、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である畜産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの：畜産物の生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。

<解説>

生鮮食品に分類される畜産物については、調達基準を満たすものを調達することが求められます。

また、加工食品については、多種多様な原材料を大量に用いて製造されるものが多い中で、その原材料については、均一な品質、ロットの確保、価格、製品にあった品種・規格等が重要となることから、実現可能性を考慮し、主要な原材料（使用した原材料に占める重量割合で最も上位のもの）である畜産物が調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとしています。なお、組織委員会は、必要

に応じて、使用する食材に係る持続可能性への配慮の状況について確認します。

2. サプライヤーは、畜産物について、持続可能性の観点から以下の①～④を満たすものの調達を行わなければならない。

- ①食材の安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ②環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③作業者の労働安全を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針^{注1}に照らして適切な措置が講じられていること。

<解説>

ここでは、畜産物の生産段階において満たすべき要件を示しています。

①では、食材の安全を確保するための措置を求めており、具体的には、動物用医薬品の適切な使用、安全な飼料の給与、適切な衛生管理などを行っていることが必要です。

②では、環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保するための措置を求めており、具体的には、家畜排せつ物の適切な処理や利用の推進などを行っていることが必要です。

③では、作業者の労働安全を確保するための措置を求めており、具体的には、安全作業のための服装や保護具の着用、危険箇所等を示す表示板設置等による作業環境の改善、農薬・燃料等の適切な管理などを行っていることが必要です。

④では、快適性に配慮した家畜の飼養管理のための措置を求めており、具体的には、家畜の健康状態を把握するための日々の観察や記録、良質な飼料や水の給与などを行っていることが必要です。

3. JGAP^{注2}または GLOBAL G. A. P. による認証を受けて生産された畜産物については、上記2の①～④を満たすものとして認める。このほか、上記2の①～④を満たすものとして組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された畜産物についても同様に扱うことができるものとする。

<解説>

調達基準2の要件を満たしていることを確認するための方法として既存の認証スキームを活用することができることとしています。

具体的には、JGAP 及び GLOBALG.A.P.の認証品については、調達基準2の①～④を満たすものとして扱います。

また、その他の認証スキームについては、以下の(1)～(3)を全て満たすことが、スキームオーナーからの申請に基づき確認できれば、当該認証スキームによる認証を受けて生産された畜産物についても、上記の認証品と同様に扱うこととします。

(1) GAP 取得チャレンジシステムの内容を満たしていること

(2) 当該認証に関し、審査及び認証の方法や手続きに関する明確な規定があること

(3) 審査及び認証が次のいずれも満たす審査機関により実施されていること

a スキームオーナーとの契約、登録等に基づき審査を行っていること

b ISO17065 に基づき審査する能力を有すること

なお、(1)については、GAP 取得チャレンジシステムの内容を満たしていることを示すための方法として、既存の認証スキームに GAP 取得チャレンジシステムを満たすために不足する項目を加える方法や複数の認証スキームを組み合わせる方法も認めることとします。

(参考)

JGAP について

URL : <http://jgap.jp/>

GLOBALG.A.P.について

URL : <https://www.japan-globalgap.com/>

GAP 取得チャレンジシステムについて

URL : <http://www1.jlia-gap.jp/gap/portal.html>

調達基準3の「組織委員会が認める認証スキーム」に関する申請の手続きについては、以下のとおりとします。

1. 申請者

申請できるのは、原則として、認証スキームを所有し、運営・維持している者（スキームオーナー）とします。

2. 申請に必要な書類

申請者は、以下の書類を組織委員会に提出してください。書類は日本語または英語（日本語訳を添付）で作成してください。

- ・申請書
- ・認証スキームの概要（趣旨・目的、認証内容、対応品目、認証取得件数等）
- ・スキームオーナーの法人情報（名称、主たる事務所の所在地、代表者、事業概要等）
- ・チェックリスト及び記入内容の根拠が確認できる資料（審査基準等）

3. 申請書類の提出方法

申請書類は、郵送（追跡サービスが利用できる郵送方法とすること。）により提出してください。郵送先の住所については [sustainability\(at\)tokyo2020.jp](mailto:sustainability(at)tokyo2020.jp)（(at)を@に置き換えてご利用ください。）にお問い合わせください。

4. その他

審査の上、適当と判断したものについては組織委員会のホームページで公表します。審査には2か月程度かかる見込みです。

本申請は、東京2020大会向けの食材供給に活用可能な認証スキームに係るものに限ります。

4. 上記3に示す認証を受けて生産された畜産物以外を必要とする場合は、上記2の①～④を満たすものとして、「GAP 取得チャレンジシステム」^{注3}に則って生産され、第三者により確認を受けていることが示されなければならない。

<解説>

調達基準3に示す JGAP、GLOBAL G.A.P.等の認証を受けていない畜産物で調達が必要なものについては、調達基準2の①～④を満たすものとして、GAP 取得チャレンジシステムに則って生産され、第三者により確認を受けていることが必要です。

(参考)

GAP 取得チャレンジシステムについて

URL : <http://www1.jlia-gap.jp/gap/portal.html>

5. 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、環境面の配慮が特に優れたものとして、有機畜産により生産された畜産物が推奨される。また、農場 HACCP の下で生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物や障がい者が主体的に携わって生産された畜産物が推奨される。

<解説>

ここでは、調達基準3または4に該当した上で、持続可能性の観点でより望ましいものとして推奨する畜産物を5種類挙げています。

① 有機畜産により生産された畜産物

有機畜産は、農薬や化学肥料を用いた飼料を使用しないなど環境面の配慮が特に優れていると考えており、これにより生産された畜産物には有機 JAS 認証品が該当します。

②農場 HACCP の下で生産された畜産物

農場 HACCP は、畜産物の生産段階において、食品の危害となる要因をコントロールすることで、特に畜産物の安全性の向上を図る高い水準の取組です。農林水産省が「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」を定めており、これに基づく認証を受けた農場で生産された畜産物が該当します。

③エコフィードを用いて生産された畜産物

エコフィードとは、食品残さ等を利用して製造された家畜用飼料です。エコフィードの利用は、食品リサイクルによる資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上等を図る上で重要であり、我が国の「もったいない精神」から生まれた取組です。具体的には、民間団体が運用する「エコフィード利用畜産物認証制度」により認証を受けた畜産物が該当します。

④放牧畜産実践農場で生産された畜産物

低コスト、省力化、農地保全、耕作放棄地の再生利用等を推進するため、放牧畜産の取組が進んでいます。具体的には、民間団体が運営する「放牧畜産基準認証制度」により認証を受けた畜産物が該当します。

⑤障がい者が主体的に携わって生産された畜産物

多様な者の包摂と参画を促す共生社会の構築を図る観点から、「障がい者が主体的に携わって生産された畜産物」を推奨しています。具体的には、障がい者が畜産物の主要な生産活動（給餌、畜舎の清掃など、畜産物を直接取り扱う活動）に携わって生産された畜産物であることを都道府県が確認したものが該当します。各都道府県の担当窓口は、次ページに示すとおりです。また、日本農林規格「障害者が生産行程に携わった食品」（ノウフク JAS）の第三者認証を受けた畜産物もこれに該当します。

(参考)

有機畜産について

URL : http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-69.pdf

農場 HACCP について

URL : http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_haccp/index.html

エコフィードについて

URL : http://kashikyo.lin.gr.jp/certifi_01eco.html

URL : <http://ecofeed.lin.gr.jp/>

放牧畜産実践農場について

URL : <http://souchi.lin.gr.jp/ninsho/index.html>

障がい者が主体的に携わって生産された畜産物について

URL : <http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>

障がい者が主体的に携わって生産された畜産物の確認に係る各都道府県の担当窓口

都道府県名	都道府県窓口	連絡先
北海道	農政部農業経営局農業経営課経営企画グループ	011-204-5384
青森	農林水産部 食の安全・安心推進課 安心推進グループ	017-734-9352
岩手	農林水産部農業普及技術課	019-629-5656
宮城	農林水産部農業振興課	022-211-2833
秋田	農林水産部農山村振興課	018-8601851
山形	健康福祉部障がい福祉課	023-630-3303
福島	農林水産部農業担い手課	024-521-7340
茨城	農林水産部農業経営課	029-301-3846
栃木	農政部農政課	028-623-2288
群馬	農政部農業構造政策課	027-226-3024
埼玉	農林部農業支援課	048-830-4055
千葉	農林水産部担い手支援課	043-223-2905
東京	農林水産部農業振興課	03-5320-4831
神奈川	農政部農業振興課	045-210-4446
新潟	農林水産部経営普及課	025-280-5299
富山	農林水産部農林水産企画課	076-444-9622
石川	農林水産部農業政策課農業参入・経営戦略推進室	076-225-1663
福井	農林水産部地域農業課農業人材支援室	0776-20-0433
山梨	農政部農村振興課	055-223-1595
長野	農政部農村振興課	026-235-7245
岐阜	農政部農業経営課担い手対策室	058-272-8421
静岡	経済産業部地域農業課	054-221-2689
愛知	農林水産部農業経営課	052-954-6409
三重	農林水産部担い手支援課	059-224-2354
滋賀	農政水産部農政課	077-528-3810
京都	農林水産部農政課	075-414-4898
大阪	環境農林水産部農政室推進課	06-6941-0351
兵庫	農政環境部農林水産局農産園芸課	078-341-7711
奈良	農林部担い手・農地マネジメント課	0742-27-7617
和歌山	農林水産部農業生産局経営支援課	073-441-2880
鳥取	農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
島根	健康福祉部障がい福祉課又は農林水産部農業経営課	0857-26-7256（障がい福祉課）、0852-22-5936（農業経営課）
岡山	農林水産部農産課担い手育成班	086-226-7420
広島	農林水産局農林水産総務課	082-513-3522

山口	農林水産部農業振興課経営体育成班	083-933-3375
徳島	農林水産総合技術支援センター経営推進課	088-621-2427
香川	農政水産部農業生産流通課野菜・花きグループ	087-832-3419
愛媛	農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室	089-912-2553
高知	農業振興部環境農業推進課	088-821-4535
福岡	農林水産部経営技術支援課女性農業者支援係	092-643-3572
佐賀	農林水産部園芸課環境保全型農業担当	0952-25-7120
長崎	農業経営課経営支援班	095-895-2937
熊本	農林水産部生産経営局農業技術課 地下水と土を育む農業推進班	096-333-2383
大分	農林水産部新規就業・経営体支援課就業促進班	097-506-3584
宮崎	農政水産部農政企画課又は福祉保健部障がい福祉課	0985-26-7426(農政企画課) 0985-32-4471(障がい福祉課)
鹿児島	農政部経営技術課経営体育成係	099-286-3152
沖縄	農林水産部村づくり計画課	098-866-2263

6. サプライヤーは、上記2を満たす畜産物を選択する上で、国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮や、輸送距離の短縮による温室効果ガス排出の抑制等への貢献を考慮し、国産畜産物を優先的に選択すべきである。

<解説>

農業は食料の供給だけでなく、農村において継続して行われることによりもたらされる国土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。また、輸送距離の短い国内から調達することは温室効果ガス排出の抑制にもつながります。こうした機能や効果の持続的な発揮に貢献する観点から優先的に選択すべきものとして国産畜産物を位置づけています。

7. サプライヤーは、海外産の畜産物で、上記2を満たすことの確認が困難なものについては、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

<解説>

国産・海外産にかかわらず、調達基準2の要件を満たす畜産物を調達することが原則ですが、海外から調達する畜産物について調達基準2を満たすことの確認が困難な場合にはこの規定を適用します。

「持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの」については、環境保全などの取組が確認できるもので、どこから調達したか追跡可能なものを想定しています。海外で展開されている認証スキームで、スキームオーナーまたはサプライヤーからの申請に基づき、こうした内容を担保できると組織委員会が認めたものについては、この規定を満たすものとして取り扱います。

なお、サプライヤーが、上記のような認証の仕組みに基づかない海外産の畜産物で、本規定の適用を希望する場合は、サプライヤーからの問い合わせに応じて個別に判断します。

調達基準7の「組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの」に関する申請の手続きについては、以下のとおりとします。

1. 申請者

申請できるのは、認証スキームを所有し、運営・維持している者（スキームオーナー）またはサプライヤーとします。

2. 申請に必要な書類

申請者は、以下の書類を組織委員会に提出してください。書類は日本語または英語（日本語訳を添付）で作成してください。

- ・申請書
- ・認証スキームの概要（趣旨・目的、認証内容、対応品目、認証取得件数等）
- ・スキームオーナーの法人情報（名称、主たる事務所の所在地、代表者、事業概要等）
- ・持続可能性に関する要求事項及びトレーサビリティに関する仕組みについて確認できる資料

3. 申請書類の提出方法

申請書類は、郵送（追跡サービスが利用できる郵送方法とすること。）により提出してください。郵送先の住所については [sustainability\(at\)tokyo2020.jp](mailto:sustainability(at)tokyo2020.jp)（(at)を@に置き換えてご利用ください。）にお問い合わせください。

4. その他

審査の上、適当と判断したものについては組織委員会のホームページで公表します。審査には2か月程度かかる見込みです。

本申請は、東京2020大会向けの食材供給に活用可能な認証スキームに係るものに限り
ます。

8. サプライヤーは、トレーサビリティの確保のため、使用する畜産物について、上記3～7に該当するものであることを示す書類を東京 2020 大会終了後から1年が過ぎるまでの間は保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。

<解説>

調達基準では、持続可能性に関する要件やその確認方法について規定していますが、実際に使用された畜産物がこの調達基準に沿ったものかを確認できるようにしておく必要があります。

そのため、ここでは、サプライヤーが調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、組織委員会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。書類の内容については、添付の様式例を参照してください。

また、サプライヤーからサプライチェーン（食材の納入業者）に対して同様の情報を管理するよう求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。